

障発0930第1号  
平成26年9月30日  
最終改正障発0327第18号  
平成27年3月27日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害者自立支援機器等開発促進事業（シーズ・ニーズ  
マッチング強化事業）の実施について

標記について、障害者のニーズを的確に反映した障害者の自立を支援する機器の開発を促進する観点から、機器開発分野への新たな企業の参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図るため、今般、別紙のとおり「障害者自立支援機器等開発促進事業（シーズ・ニーズマッチング強化事業）実施要綱」を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。

貴職におかれては、産業振興関係部局、管内市区町村、関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図るとともに、本事業の適正かつ円滑な実施が図られるよう、特段の配慮をお願いする。

(別紙)

## 障害者自立支援機器等開発促進事業（シーズ・ニーズ マッチング強化事業）実施要綱

### 1. 目的

障害者の自立を支援する機器（以下「障害者自立支援機器」という。）の開発については、障害者自立支援機器等開発促進事業により開発を行う企業に対して、実用性評価の支援など適切な支援を進めてきたところであるが、開発された機器の中には、障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていない実用性の低い機器も見受けられるところである。

このため、本事業は、民間企業等、学術団体等の研究機関及び障害当事者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設けるとともに、開発中の機器について、実証実験の場を紹介すること等により、機器開発分野への新たな企業の参入促進を通じた適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図ることを目的とする。

### 2. 実施主体

実施主体は、障害者自立支援機器の実用的製品化開発、普及に知見を有している民間事業者等（国及び地方公共団体を除く企業又は団体）であって、3. に規定する事業を行う能力及び体制を有し、その経理が明確かつ経営の安定性が確保されている法人とする。

### 3. 事業内容

#### (1) 企業や障害者等が参加する福祉機器に関する交流会等の開催

障害者のニーズに沿った機器開発を促進する観点から、開発事業者や研究者（以下、「開発側」という。）が持つ「シーズ」と障害当事者、福祉事業所の職員等（以下、「ユーザー側」という。）が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした以下の要件を満たす障害者自立支援機器に関する交流会（以下「交流会」という。）を企画し、開催する。

- ① 当該交流会を企画する職員を1名以上配置すること。
- ② 1日以上で開催期間の交流会を2か所以上で開催すること。
- ③ 交流会には、開発側とユーザー側の関係者に加え、リハビリテーション専門職団体、福祉機器関連学会等、行政機関の関係者も参加すること。
- ④ 交流会においては、開発側とユーザー側が出会い、意見交換を行う場の提供、開発された障害者自立支援機器・試作品等の説明及びデモンストレーションを行うこと。
- ⑤ 交流会のテーマは、特定の分野に特化することなく、予め障害者自立支援機器の開発ニーズを収集・分類した上で、複数のブースを設けたり、分野ごとに異なる会場で

実施するなど工夫すること。

- ⑥ 年度末に当該年度の障害者自立支援機器等開発促進事業で採択された機器（開発途中の機器を含む。）及びこれまでに当該事業で開発された機器の一般公開の場を設けること。その際、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室とも緊密に連携の上、実施すること。
- ⑦ 多くの企業、障害者等の参加が得られるよう、地方公共団体等とも連携しながら、交流会開催に関する広報活動を行うこと。
- ⑧ その他、交流会の参加者等に対して障害者自立支援機器に関するアンケート調査を実施し、その結果を広く周知する等、よりよい障害者自立支援機器の製品化・普及に有用な情報の発信に努められたいこと。

## （２）交流会開催後のフォローアップ

（１）の交流会の成果を着実に障害者自立支援機器の開発につなげるため、以下の支援を行うコーディネーターを配置し、交流会開催後も開発事業者等の希望に応じて必要な支援を行う。なお、当該コーディネーターは（１）の①の職員が兼務することとして差し支えないものとする。

- ① 定期的・継続的な開発側とユーザー側等との意見交換の場のコーディネート
- ② 開発側やユーザー側からの相談対応
- ③ 開発側に対する実証実験の場やモニター評価を行う障害当事者等の紹介
- ④ その他障害者自立支援機器の開発につなげるために必要な支援

## （３）成果の報告

本事業の実施団体は、（１）及び（２）の事業の成果をとりまとめ、国へ報告するとともに、その内容を公表するものとする。

## ４．国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

## ５．事業採否の決定方法

本事業の実施団体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。